

### Step 1

## まずは入場規則を確認しましょう！

どなたでも議会傍聴は可能ですが、傍聴席に入場するには一定の規則があります。傍聴席入り口に掲示してあるポスターを確認していただくか、町ホームページにも記載していますのでご確認ください、入場してください。疑問があれば事務局までいつでもお問合せください。



↑ポスター

### Step 2

## 傍聴人受付票を提出しましょう！

氏名・住所を記載し、傍聴席入口にある傍聴人受付箱に投函してください！



### Step 3

## 傍聴席に入場！いよいよ傍聴スタート！

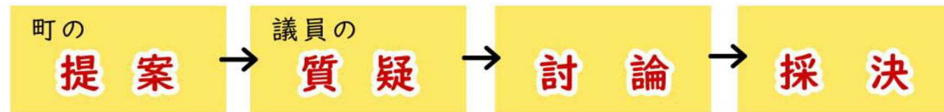
### ※議会（一般質問）の流れ

議員1人あたり1時間の制限時間内で質問と答弁が繰り返されます。この形式を「一問一答式」といいます。



### ※議会（議案審議）の流れ

条例や予算の審議は以下のように決定します。



傍聴席は自由に出入りができるので、ご自分の興味のある分野のみ傍聴することももちろん可能です。気軽にお立ち寄りください。

定例会の内容は議会開催の1日前に新聞折込チラシや町ホームページでお知らせしていますのでぜひチェックをお願いします。

# 傍聴席でのマナー

以下の行為はご遠慮ください。

★携帯電話やカメラで写真を撮らないでください。録画、録音も禁止しています。

★勝手に張り紙をするのはやめましょう。誰かの迷惑になっている場合があります。



★談笑せず、静かに傍聴しましょう。ビラ配り等もしないでください。

★飲食はしないでください。飲み物が飲みたくなったら傍聴席からいったん出ましょう。

★コートや帽子は脱いでください。冬期間は議場に暖房が入っています。

## ルールを守って 気持ちよく傍聴しましょう！

引用：剣淵町議会傍聴規則